

定 款

株式会社レントラックス

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社レントラックスと称し、
英文ではR e n t r a c k s C O . , L T D . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 成果報酬型広告サービスの運営
- (2) インターネットを利用したマーケティング活動にかかるコンサルティング及び
情報提供サービス
- (3) インターネット広告等の広告代理業
- (4) インターネットウェブサイト、ウェブコンテンツ等各種メディアの企画及び
運営
- (5) インターネットウェブサイト、ウェブコンテンツの企画、制作、販売
- (6) イベント及びセミナーの企画及び運営
- (7) 人事制度、人事考課システムの開発並びに教育研修の企画及び実施
- (8) オフショア開発に関する事業
- (9) 企業の海外進出に関する情報提供及びコンサルティング
- (10) インターネットにおけるサーバーの保守、管理及びレンタル業務
- (11) 古物の販売業務
- (12) 貿易及び輸出入代行業務並びにそれらの仲介及びコンサルティング業務
- (13) 各種商材の輸出・輸入サービス
- (14) 各種商材の売買業務
- (15) 広告業務
- (16) オークションの管理運営業務
- (17) 電子商取引に関する業務
- (18) 電子商取引サイトの企画、制作、運営並びにそれらに関するコンサルティング
業務
- (19) 有料職業紹介事業
- (20) インターネットを利用した決済代行業務及びそれらの仲介並びに代金決済
システムの導入代行業務
- (21) 電子マネー、仮想通貨その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、
販売及び管理

- (22) 電子決済システムの提供、資金移動業、収納代行業、集金代行業及び支払代行業
- (23) 電子機械器具等の企画、開発、製造加工、輸出入、販売及び割賦販売斡旋業
- (24) 声優、モデル、タレントの発掘、育成、斡旋、マネジメント及びプロモート業務
- (25) 飲食店の経営
- (26) 会員制室内ゴルフレンジの経営
- (27) 貴金属の地金の販売
- (28) 貴金属の溶解、圧延、伸線、パイプ等の加工
- (29) 貴金属の精製回収
- (30) 宝飾用貴金属製品の製造及び販売
- (31) 工業用貴金属製品の製造及び販売
- (32) 医療用具の製造及び販売
- (33) 不動産の賃貸、売買、所有
- (34) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江戸川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、

他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である者を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期の満了する時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
5. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）のなかから代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程及び監査等委員会規程)

第 29 条 取締役会及び監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会規程及び監査等委員会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 21 期定時株主総会終結前の行為に関して任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第 21 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。

平成 17 年 12 月 8 日	作成
平成 17 年 12 月 22 日	会社成立
平成 18 年 1 月 11 日	改定
平成 18 年 2 月 10 日	改定
平成 18 年 7 月 24 日	改定
平成 18 年 10 月 1 日	改定
平成 18 年 11 月 27 日	改定
平成 19 年 2 月 20 日	改定
平成 19 年 6 月 23 日	改定
平成 19 年 8 月 22 日	改定
平成 25 年 4 月 1 日	改定
平成 26 年 6 月 27 日	改定
平成 26 年 12 月 26 日	改定
平成 27 年 1 月 1 日	改定
平成 27 年 10 月 1 日	改定
平成 28 年 6 月 29 日	改定
平成 29 年 6 月 29 日	改定
平成 30 年 6 月 28 日	改定
令和 01 年 6 月 27 日	改定
令和 02 年 6 月 26 日	改定
令和 03 年 6 月 29 日	改定
令和 04 年 6 月 29 日	改定

令和 05 年 6 月 29 日	改定
令和 08 年 6 月 26 日	改定